



電気は安全に 正しく使いましょう。

保存版

電気配線は
お客さまの財産です

感電や漏電火災を起こさないよう定期診断を必ず受けて、絶縁不良など不良が所はすぐに直して安全に使いましょう。



電気設備の点検に関するお問い合わせは最寄りの
事業所まで

(この度ご訪問させていただいた事業所は、裏表紙
「定期調査結果のお知らせ」に記載してあります。)

営業時間／8時30分から17時20分まで(土日祝を除く)

一般財団法人北海道電気保安協会 調査部／☎011-555-5010 URL <http://www.hochan.jp>

小樽支部／☎0134-23-5382※

倶知安事業所／☎0136-23-3936

岩内事業所／☎0135-62-6877

札幌支部調査課／☎011-555-5106※

滝川事業所／☎0125-22-2050※

岩見沢事業所／☎0126-23-4441※

札幌東事業所／☎011-891-3844

札幌北事業所／☎011-772-4838※

千歳事業所／☎0123-26-3337※

※は北海道電力株式会社からの委託を受けて、定期的に住宅などの電気設備安全調査を実施している「お問合せ」事業所です。



分電盤の機能

家庭に送られてくる電気は、電柱にある変圧器、引込線、電気メーターを経由して分電盤に入り、電灯回路やコンセント回路といくつかに分かれていきます。

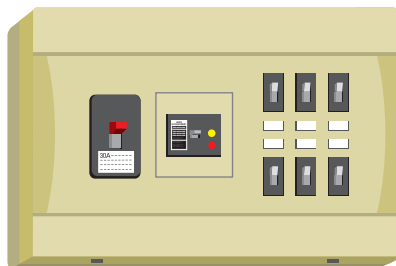
分電盤内には、契約用安全ブレーカー、漏電しゃ断器、回路用ブレーカー等が取り付けられています。

テスト

漏電しゃ断器には、テストボタンがついています。月一程度はテストボタンを押してしゃ断器の動作確認をしましょう。

- ①テストボタンを押したとき電気が消えれば正常に動作したことになります。

●家庭用分電盤



契約用安全ブレーカー(ほくでん設備)

契約用安全ブレーカーは契約アンペア以上に電気を使ったり、ショートしたときなどに電気が止まるようになっています。

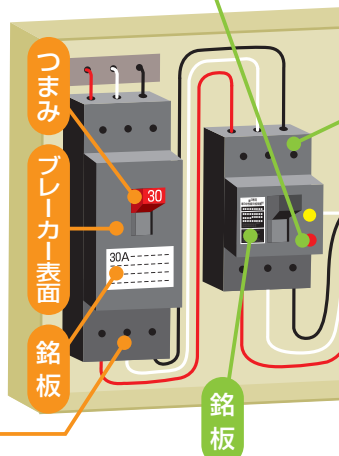
契約アンペアは、ブレーカーの色《つまみ・表面・銘板》により確認できます。

契約用安全ブレーカーのつまみ・表面の色

色	黒	黄	青	赤	灰	茶	紫
アンペア	10	15	20	30	40	50	60
着色か所	つまみ			銘板またはブレーカー表面			

※ご契約により、契約用安全ブレーカーが付いていない場合があります。

●単相3線式分電盤の例





開閉器の種類とその機能

電気の安全装置が電気事故を防ぎます。

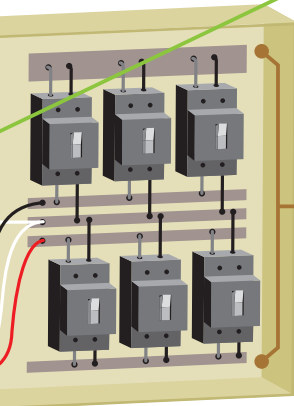
電気の配線や電気器具に異常が発生したときには、安全装置が働くようになっています。



ボタン

- ②正常に動作すると、つまみが下がるので、これを上げて元に戻します。

注：停電すると電気製品のタイマー・設定等がリセットされるものがあります。本リーフレットの14ページを参考に確認をお願いします。



漏電しゃ断器<漏電ブレーカー>（お客さま設備）

感電事故や火災を防ぐため、家の中で漏電があると、自動的にスイッチが切れて電気を止める安全の見張り番です。

☆単相3線式のお客さまへ

単相3線式は、100ボルトの照明器具やコンセントへの差し込み機器と200ボルトのクッキングヒーターなどの機器が同時に使える便利な方式です。

分電盤の契約用安全ブレーカーに赤・白・黒の電線が接続されていれば、単相3線式となります。

しかし、真ん中の白線（中性線）が接触不良や断線すると電圧が不安定となり、使用中の電気製品が故障することがあります。

このため、**中性線欠相保護機能**が付いた漏電しゃ断器の取り付けをおすすめしています。

☆中性線欠相保護機能の確認

漏電しゃ断器等の**銘板**に「単3 中性線欠相保護機能付き」の表示の有無により確認できます。（5ページを参照）

電気をより安全にご使用いただくため、中性線欠相保護機能付き漏電しゃ断器の取り付けを希望されるお客さまは最寄りの電気工事店、または「住宅電気保険センター」（13ページ）にご依頼ください。

参考資料 国民生活センター HP

住宅用分電盤のトラブルに注意！

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20080410_1.pdf

回路用ブレーカー（お客さま設備）※

電気器具やコードの故障でショートしたときや、電気を使いすぎた場合にその回路だけ電気を自動的に止めます。

※回路用ブレーカーではなく、安全器の場合もあります。



3: 感震ブレーカーについてのお知らせ



地震が引き起こす電気火災とは？

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

▲「電気火災の事例（その1）」

地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。

▶ 停電した状態から通電し、ストーブが作動。

▶ 紙類に着火、火災が発生。



▲「電気火災の事例（その2）」

家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。

▶ 通電の瞬間、コードがショート。

▶ 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。



感震ブレーカーとは？

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。 約5～8万円（標準的なもの）	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。 約2万円	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。 約5,000円～2万円	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。 3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

（注）住宅分電盤の種類に合った製品をお選びください。



感震ブレーカーを設置して
電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL (03)-3501-1742
経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html
内閣府ホームページ
<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>



内閣府



消防庁



経済産業省

2015年11月版

感震ブレーカー等を設置するにあたって (留意点)

- ◆ 感震ブレーカー等は、延焼危険性や避難困難性が特に高い「地震時等に著しく危険な密集市街地」※¹において、緊急的・重点的な普及促進が必要とされています。また、それ以外の延焼のおそれのある密集市街地やその他の地域においても、普及促進が重要とされています。

※¹ http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000102.html

- ◆ 感震ブレーカー等は、大規模災害に対する多重防御の観点から、漏電ブレーカーとともに電気火災の発生抑制効果をより高めることが期待されています。

- ◆ 感震ブレーカー等の機器を選択する際は、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」※²に基づき性能評価された製品を、製品ごとの特徴・注意点を踏まえ、地域の実情に合わせて適切に選択してください。

※² <http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>

- ◆ 感震ブレーカー等の設置状況によっては、各地の発表震度が設定作動震度より小さい場合でも作動したり、逆に大きい場合でも作動しなかったりする場合がありますので、感震ブレーカー等の設置の有無に関わらず、地震発生後に自宅から避難する際にはブレーカーを切るようにしてください。

(製品によっては、作動震度設定を変更できる機能があるタイプもあります。)

- ◆ 生命の維持に直結するような医療用機器を設置している場合、平時から停電に対処できるようバッテリー等を備えてください。

(製品によっては、回線ごとの電力供給の遮断の有無を選択できる機能があるタイプもあります。)

- ◆ 夜間等に大規模な地震が発生し、感震ブレーカー等が作動した場合、避難時の照明が確保できない可能性がありますので、一般的な防災対策としても停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備してください。

(製品によっては、回線ごとの電力供給の遮断の有無や遮断までの時間を選択できる機能があるタイプもあります。)

- ◆ 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認を行ってください。

- ◆ 設置方法や設置環境等に応じて、経年劣化等が生じるおそれがあるため、定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換が必要になります。

【問い合わせ先】

経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 電力安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486





単相3線式で電気をご使用のお客さまは 漏電しゃ断器の確認をお願いします

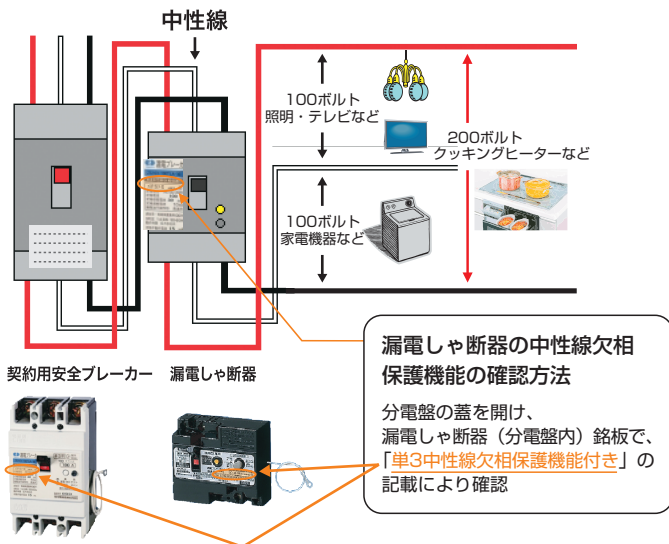
単相3線式の配線方式では、図のように3本の電線（赤・白・黒）が接続されます。白線と赤線または黒線との間にはテレビや照明などの100ボルト家電機器、赤線・黒線間はIHクッキングヒーター、エアコンなど200ボルト機器を使用することができます。

この配線方式では、真ん中の白線（中性線）の断線や端子の弛み等で接触不良が起きると照明やテレビなどに100ボルト以上の電圧が加わり、機器を損傷することがあります。

こうした事象を予防するためには、中性線欠相保護機能が付いた漏電しゃ断器の取り付けをお勧めいたします。

「定期調査結果のお知らせ」項目7または8に○印が付き、かつ11番に○印の付いているお客さまにつきましては、中性線欠相保護機能付きの漏電しゃ断器が否かの確認が出来ていません。下の図または、2ページ「2 開閉器の種類とその機能」をご覧ください、漏電しゃ断器の銘板に「単3中性線欠相保護付」の表示の有無をご確認ください。

なお、工事等につきましては、最寄りの電気工事店、または「住宅電気保修センター」（13ページ）にお問い合わせください。





漏電しゃ断器とアースの取り付け

電気を安全に使用するために、漏電しゃ断器とアースの両方を取り付けましょう。

アースは適した場所に必ず取り付けましょう。

漏電はアースと漏電しゃ断器の2つセットで防止しましょう！



漏電しゃ断器とアースは必ず取り付けましょう

● 200ボルトで使うもの



大型エアコン

● 軒下や屋外に置かれたもの



自動販売機・
ショーケース・
アイスボックス・
エアコンなど

● 水気・湿気がある所に置かれたもの



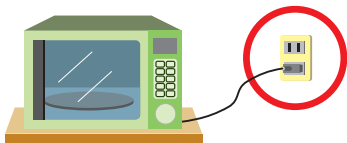
洗濯機・脱水機・冷蔵庫・
冷凍庫・食器洗い機など



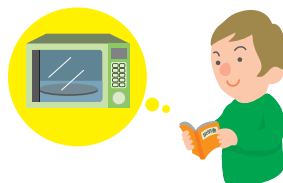
電気器具の安全な使用方法

エアコン・電子レンジ・電磁調理器など、消費電力の大きい電気器具は専用コンセントを使いましょう。

① 消費電力の大きい電気器具は専用コンセントを使いましょう



② 電気器具は、必ず取扱説明書を読んだから使いましょう

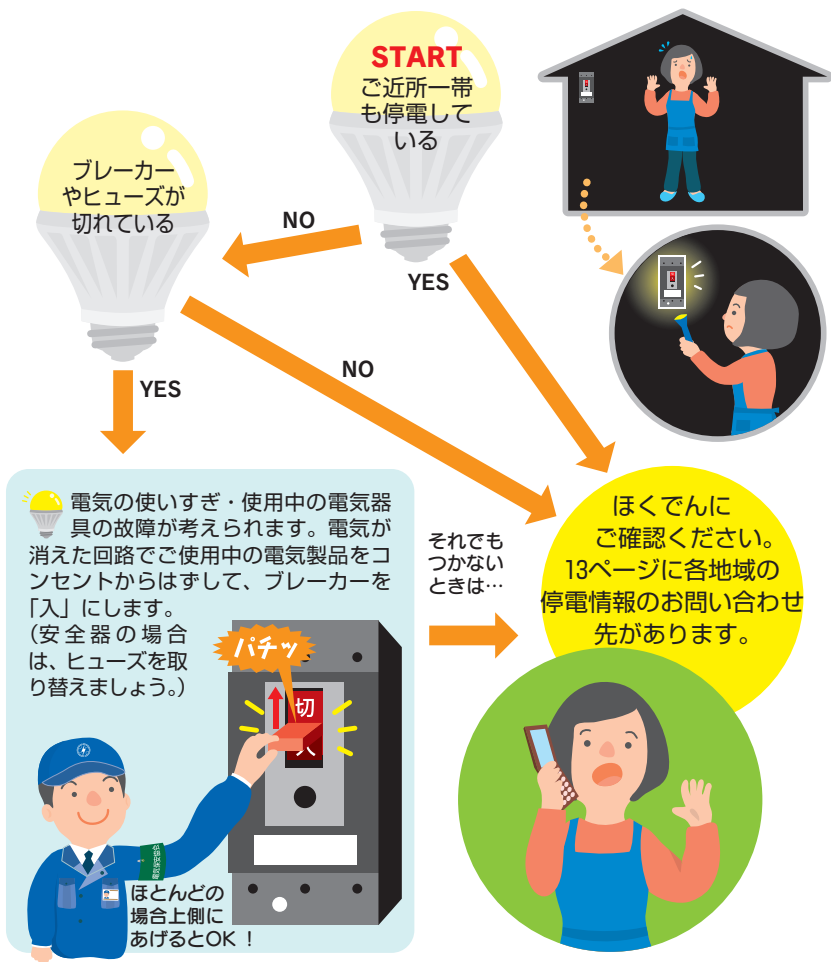




停電したときは

停電の原因として考えられているのは電気の使いすぎや、電気器具の故障によってブレーカーが働き停電となるものがほとんどです。停電になったら次のことを確認してください。

停電したら…

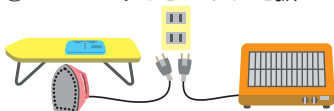


地震・台風など、もしもの時に備えて

— 電気安全のころえ —

「グラッ！」と地震が発生したら

①コンセントからプラグを抜いて



- 特に電気ストーブやアイロンなどの熱器具は、火災の原因となりますので、直ちにスイッチを切り、プラグをコンセントから抜きましょう。

②避難する時はブレーカーを「切」にして



- 家の外へ避難するときは、念のためブレーカーを必ず「切」にしましょう。

地震や台風などでこんなとき

③切れた電線には、絶対さわらないで



- 切れて下がった電線には、絶対にさわってはいけません。電線に木や看板などがふれていたり、電柱が傾いていたらお近くの「ほくでん」へ連絡してください。

④水につかった電気器具は使わないで



- 津波や大雨で家屋が水につかった時は漏電や火災の原因となりますので、電気店などで点検し安全を確かめてから使いましょう。

⑤損傷した電気器具は修理して



- 地震により電気器具本体や、コードが損傷するおそれがあります。電気店などで点検し安全を確かめてから使いましょう。

⑥非常時に備え、心と物の準備を

- 常に確認しておきましょう。
 - ・分電盤（ブレーカー）の位置
 - ・懐中電灯の保管場所
 - ・避難場所の把握





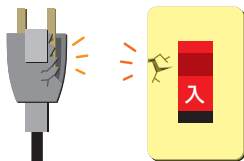
8: コード・プラグの扱い方と定期点検

①子どものいたずらに注意



- コンセントに、手や物が触れたりすると思わぬ事故になります。

②スイッチやプラグに破損はないか



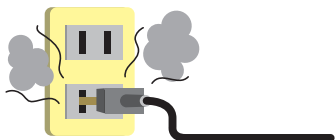
- カバーが破損して中の金属が露出したまま使うと感電することがありますので、取り替えましょう。

③プラグやスイッチをぬれた手でさわらない コードをひっぱってプラグを抜かない



- 水は電気を伝えやすいので必ず手の水気を拭いてから扱しましょう。

④プラグはコンセントにしっかり差し込む



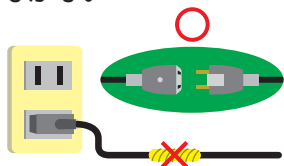
- 半分だけ差し込んだ状態で使っていると、接触不良により過熱してきて危険です。

⑤コード配線を釘で固定していないか



- 釘にかけたり、壁に固定するのは危険です。

⑥コードとコードをじかにつながない



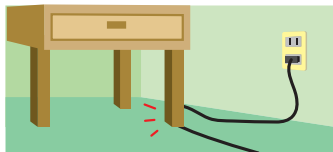
- ショートしたり、感電するおそれがあります。必ずコードコネクタを使いましょう。

⑦コンセントとプラグの間のほこりは、取り除いて



- 冷蔵庫・洗濯機等のプラグを、長期間差し込んだまま使用すると、ほこりが溜り、ほこりが湿気を帯びると、火災の原因になります。定期的にプラグのほこりを取りましょう。

⑧コードは踏まないで

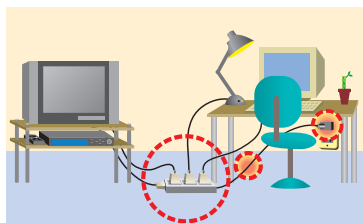


- 家具類がコードを踏んでいると、中の線が切れたり被覆が傷んでショートや漏電の原因となります。

9 テーブルタップの使い方

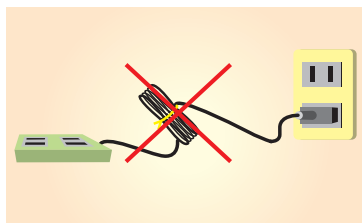
タコ足配線はしないで

コードやコンセントは、流せる電気の量（定格電流）が決められていますので、容量以上にお使いになると危険です。コンセントなどが熱くなっていたら危険信号です。



コード類は束ねたりしないで

コードを束ねたり、折り曲げたままで使用しますと、熱くなって火災の原因となることがあります。





経済産業省からの 「長期使用製品安全点検制度」 に関するお知らせ

- 製品が古くなると、部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。
- 消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された「長期使用製品安全点検制度」では、下記の対象製品（特定保守製品）を購入した場合に、メーカーなどに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きます。点検通知に記載の連絡先に連絡し、点検期間に点検を受けましょう。
- 点検時期の通知を受けるためには、所有者情報の正確な登録が必要です。下記の対象製品（特定保守製品）を購入した際や、所有者情報が変わった際は、対象製品（特定保守製品）に記載の登録先（メーカーなど）に知らせましょう。

対象製品（特定保守製品）

屋内式ガス瞬間湯沸かし器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

※平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象となります。なお、それ以前の製品も点検可能ですので、詳しくはメーカーなどにお尋ねください。



浴室用電気乾燥機



ビルトイン式電気食器洗機

対象製品に関する情報など、本制度に関する詳細は、経済産業省またはお近くの経済産業局までお問い合わせください。

【この制度のお問い合わせ先】

北海道経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 ☎011-709-1792（直通）

※個別の製品に関するお問い合わせは、対象製品のメーカー、販売店などにご連絡ください。

【この制度のお知らせホームページ】

URL: http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

1 販売者から点検制度についての説明を受けます。

2 所有者票に必要事項を記入のうえ、返送します。(メーカーに所有者登録)



特定保守製品を買ったら

「長期使用製品安全点検制度」は、メーカーなどに登録された所有者への点検時期を知らせ、点検を促すことで事故を防止するための制度です。所有者票を返送し、登録をしましょう。点検時期が来たら点検を受けましょう。



5 点検を受けます。
※点検はメーカー等が行います。



4 点検を依頼します。
※点検には料金がかかります。



3 点検時期が来たら通知が届きます。



「電気設備の安全診断」のすすめ(有料)

北海道電気保安協会では北海道電力から委託を受けて4年に1回無料で住宅などの電気設備の定期調査を実施していますが、これとは別にお客さまからのご要望にお応えし安全診断を行っています。この安全診断は有料(検査項目に応じた見積もり)となっていますので最寄りの北海道電気保安協会(表紙面)に、お気軽にご相談ください。

※こちらから有料安全診断のおすすめの電話をかけることはありません。

北海道電力株式会社



配電設備や停電に関する地域別お問い合わせ先

お問い合わせ時間（平日）9：00～17：00

※電気がつかない等、緊急の場合は24時間対応しています。

札幌支店 ☎ 0120-060-327

札幌北支社 ☎ 0120-060-328

札幌西支社 ☎ 0120-060-329

札幌東支社 ☎ 0120-060-339

札幌南支社 ☎ 0120-060-342

千歳支社 ☎ 0120-060-348

小樽支店 ☎ 0120-060-591

余市営業所 ☎ 0120-060-593

岩内営業所 ☎ 0120-060-596

寿都営業所 ☎ 0120-060-596

（※岩内営業所へ転送されます）

倶知安営業所 ☎ 0120-060-599

岩見沢支店 ☎ 0120-060-408

滝川営業所 ☎ 0120-060-409

栗山営業所 ☎ 0120-060-412

住宅電気保修センター



住宅電気保修センターは電気工事店の紹介窓口です。

住宅電気保修センターは、コンセントの増設や修理などの電気工事を行う工事店を紹介する受付窓口であり、道内にある電気工事業協同組合に設置されています。

- 札幌住宅電気保修センター（札幌・千歳・江別・恵庭・北広島・石狩）☎ 011-242-5755
- 空知住宅電気保修センター（岩見沢・美唄・三笠）☎ 0126-22-1097
滝川支部（滝川・砂川・赤平・歌志内・芦別）☎ 0125-22-6780
栗山支部（栗山・夕張・長沼・南幌）☎ 0123-72-5583
- 小樽住宅電気保修センター（小樽・余市・岩内・倶知安）☎ 0134-25-0511

※（ ）内は主な担当地域

停電して調査を行った場合には 電気製品のご確認をお願いします

停電すると

電気製品の中には、次のような影響を受けるおそれのあるものもありますので、タイマーや運転の状態などをご確認ください。

予約内容などをもう一度セットする必要があるもの。



ビデオ、電子式タイマー、炊飯器
多機能電話機、ファクシミリ
レジスター、エアコン、給湯機
マイコン付電気製品など

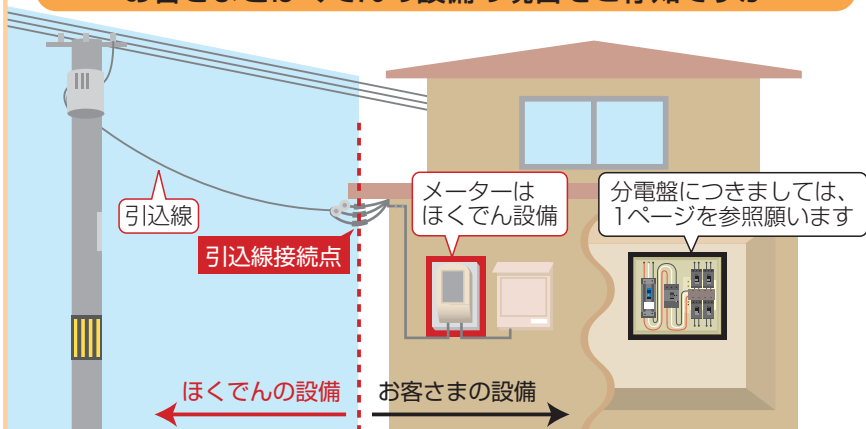
もう一度運転操作などを
しなおす必要があるもの。



エアコン、ファンヒーター
ボイラー、石油ストーブなど

このほかの電気製品についても、取扱説明書などで停電の影響をお確かめください。

お客さまとほくでんの設備の境目をご存知ですか



引込線接続点がお客さまとほくでんとの設備の境目（保安責任・財産の分界点）になります。なお**メーター**はほくでんの設備です。

ただし、これとは別にお客さま設備のメーターが設置される場合もあります。